

平成29年8月～平成30年7月の診療分

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% *1<多数回該当:44,400円>
一般	14,000円 *2 年間上限額 144,000円	57,600円 *1<多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月からの診療分

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者	Ⅲ 所得690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% *1 <多数回該当:140,100円>
	Ⅱ 所得380万円超690万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% *1 <多数回該当:93,000円>
	Ⅰ 所得145万円以上380万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% *1 <多数回該当:44,400円>
一般	18,000円 *2 年間上限額 144,000円	57,600円 *1<多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*1 多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

*2 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限です。